# 新旧対照表

## 提案基準 28 高速道路等のインターチェンジ周辺における工場

新

市街化調整区域に神奈川県企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」」(以下「セレクト神奈川NEXT」という。)、又はまち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「市町村総合戦略」という。)に基づく工場を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

### 基準の内容

- 1 対象とする工場は、次のいずれかに該当するものであること。
- (1) 「セレクト神奈川NEXT」に掲げる産業分野に合致し、「神奈川県企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定要綱」に基づく認定を受けることができるものであること。

(2) (略)  $2 \sim 7$  (略)

#### 審査上の留意点

 $(1) \sim (5)$  (略)

(6) 削除

市街化調整区域に神奈川県企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」」(以下「セレクト神奈川NEXT」という。)、又はまち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「市町村総合戦略」という。)に基づく工場を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

## 基準の内容

- 1 対象とする工場は、次のいずれかに該当するものであること。
- (1) 「セレクト神奈川NEXT」に掲げる産業分野<u>(ただし、地域振興型産業は除く。)</u>に合致し、「神奈川県企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定要綱」に基づく認定を受けることができるものであること。

(2) (略)  $2 \sim 7$  (略)

#### 審査上の留意点

- $(1) \sim (5)$  (略)
- (6) 基準1において、「「セレクト神奈川NEX 丁」に掲げる産業分野(ただし、地域振興型 産業は除く。)に合致し、「神奈川県企業立地 支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定要 綱」に基づく認定を受けることができるも の」とは、従前の「「セレクト神奈川 100」 の産業分野に合致し「神奈川県企業立地支 援事業認定要綱」に基づく認定を受けることができるも とができるもの」を含む。